

第492回

広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和5年12月19日)

第492回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和5年12月19日（火）12時57分～15時35分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室（広島市中区基町10-52）

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和5年12月11日（月）

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員（15人） 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、濱松照行、箱崎照男、米田輝隆、
樋口元武、下前清弘、林建志、山田正通、海野徹也、川下求、野田秀明、
谷川正芳、松下博紀

県（6人）	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	木村 剛司
	〃	主 査	後藤 敬太
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局（3人） 福地次長、中林主査、房尾技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第63号議案 広島県資源管理方針の変更等について

第64号議案 広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について

第65号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について

第66号議案 備後地区のごち網漁業許可に係る申請期間等について

第67号議案 岡山県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について

第68号議案 香川県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について

第69号議案 愛媛県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について

(2) 協議事項

第70号議案 令和6年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について

(3) その他

6 議事の経過

12時57分、事務局の福地次長から第492回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し15名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に川下委員と野田委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第63号議案 広島県資源管理方針の変更等について】

【第64号議案 広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について】

議長 はじめに、第63号議案「広島県資源管理方針の変更等について」、及び第64号議案「広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について」を、一括上程します。同じ資源管理方針の変更についての議案ですので、これらをまとめて審議いたします。

提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第63号議案と第64号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨及び、最初に第63号議案の説明と質疑、続いて64号議案の説明と質疑の形で進行していただくよう発言】)

後藤主査 (資料1-1から1-4により、広島県資源管理方針の変更について説明した。)

福地参事 (資料1-5により、資源管理協定の策定例について説明した。)

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

山田委員 資源管理協定についてですが、毎年締結されるものでしょうか。

福地参事 毎年ではなく、5年間で有効期限となっております。12条に記載されています。

山田委員 資源管理協定と資源管理はリンクする話だと思いますが、国が考えているそれぞれの魚種における系群の考え方と、国で把握している資源量は魚種ごとに年々変わってくると思います。それが次の資源管理協定に反映されるのだと思います。例えば、国の系群の考え方等が変わる、あるいは国の方でこういった資源の動きがある

ということがあれば、この委員会の中で県の方から報告していただきたい。それによって、次の協定の動きや資源管理のやり方が変わる場合もあると思うので、お願いしたい。

福地参事 魚種も色々ありますが、資源管理、資源評価の方が進んでいる魚種が最初に説明がありましたかたくちいわしからとらふぐまでの6種類です。毎年決まった時期に評価の発表がされ、ステークホルダー会合のような検討会が行われて、意見が出たり何かの取り決めができたりすることがあるかもしれませんので、この委員会の方で随時報告をさせていただきます。それと資源管理協定ですが、協定は独自の取組なのでTAC管理についての事項というのはあまり出てこないのですが、場合によっては数量以外の部分で、広域で同じような取組をしましょうとなるかもしれませんので、そういったことを反映させることがあれば併せて報告させていただきます。

山田委員 今、TACで取り扱っている魚種はある程度動かないものとしてTAC管理されていると思うが、TAC魚種よりもその他資料に記載のある魚種のほうが広島県にとって身近な魚種なので、その魚種についての情報をいただけたらと思います。その方が委員の皆さんも身近に感じられると思います。

福地参事 かたくちいわしからとらふぐ（別紙3の1～6）に関しては特にと申し上げたつもりでしたが、こちらは実際に話が進んでいるもので、評価も毎年新しいものが出ておりますので確実に報告させていただきます。たちうおからあさり（別紙3の7～10）、そしてすずきからひじき（別紙3の11～17）までのものは、広島県で漁獲があるからこそ共済契約があります。しかし、これらの魚種の国の資源評価のペースがわからない状態です。ただ、報告書は出ますので、それと併せて農林水産統計の動きなどを注視しながら適宜報告させていただきます。

山田委員 今、福地参事がおっしゃった別紙3の11から17の資源名の話より、別紙3の1から10の資源名の話優先し、こちらで報告なり評価なりをしていただけたらというお願いです。

福地参事 はい。

後藤主査 （資料1-2及び1-3により、まあじ及びまいわしの漁獲可能量について説明した。）

議長 他にありませんか。なければ、採決に移ります。

全委員 はい。

議長 では、第63号議案「広島県資源管理方針の変更等について」及び第64号議案「広島県資源管理方針の変更並びにまあじ及びまいわしの漁獲可能量について」は、原案のとおりで異存ないということよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第63号議案及び第64号議案は、原案のとおり異存ない旨

をそれぞれ答申します。

【第65号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について】

議長 次に第65号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第65号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

木村主査 (資料2により、うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

山田委員 シラスウナギの利用量と確保の内容と資源の状況については、色々な見方があると思います。完全養殖ができあがっているのは理解できますが、大量生産は難しいというのも現時点での課題なのだと思います。ウナギがなぜ必要なのかと言えば、ウナギの蒲焼を食べたいからで、それが天然シラスに依存しているのが一番大きな問題だと思います。また、中国や東南アジアを含めシラスウナギを獲っている人が国外にもいることがもう一つの問題点。国の関係機関が2050年には大量生産可能であると言っていたり、鹿児島県のある企業では2026年には10万匹の生産ができるという意見もあり、非常に差が大きい。2030年でも2040年でもいいが出来るだけ早く大量に生産されるよう、国が主体的に動き政策を立てながら、各関係企業にも働きかけつつ取り組んでいただくように、県から国をお願いしていただければと思います。

川下委員 許可方針の所ですが、改正後、昨年度に許可を取っていた方が申請したものを第1順位とすると、新たに漁業を始めたい人がいた場合の許可はどうなるのでしょうか。今、1件だけ漁業者がいるみたいですが、この人がいなくなる限りはできないということですか。

木村主査 5ページに許可すべき者の順位について記載しております。第1順位は、昨年度許可を受けていた者が引き続き申請をしてきたものとしていますが、第2順位として、第1順位に該当していた者が死亡・解散又は分割により、その経営するうなぎ養殖業の許可を承継した場合としています。第3順位は、第1順位又は第2順位に該当する者から、にほんうなぎに係る池入数量の全部又は一部につき譲渡を受けて、新たに開始する者としております。これは国の養殖の許可と連動するもので、養殖の許可自体も新規では中々認められておらず、全体で採捕して養殖を行う数量を国が厳格に管理をしています。そのため、新規で始めるにはハードルが高くなっています。天然採捕についても新たに行うには、現在行われている方が辞める又は権利を譲渡されない限り新規の許可は認められないとなっています。

川下委員 新規にやりたいと希望されている漁業者はどれぐらいいるのでしょうか。

木村主査 養殖の方は新たに枠を調整されたり、廃業された方の枠が空いたらやりたいと国に申請なり要望されて新たに参入される方は、ごくわずかですがいらっしゃると思いますが、天然の採捕の許可を広島県知事に対して申請した方は、これまでこの2件以外はいらっしゃいません。

海野委員 黒瀬のやなが6キロで許可して、芦田川河口堰は組合がやっていると思いますが今何キロあるのでしょうか。

木村主査 具体的な数字はここでは分かりませんが、7ページに福山市芦田川での採捕に対するキロ数は表の中に2.2キログラムを超えて採捕してならないと記載されています。実際の採捕量は確か2キロ未満だったと思います。

海野委員 この数字自体は妥当だということですか。

木村主査 そうですね。これが上限でこれを超えた数量は申請自体がされないなので、この範囲内で獲られています。

海野委員 毎年報告が上がってきているので、数字だけでもどのぐらいかなと思いました。

山田委員 ウナギの稚魚ですが、先ほど企業によっては2026年の10万の生産をという話があると言いましたが、ここでの整理は現時点でウナギ養殖を新規で始めようと思えば、認めてもらえるようなことを国や県に対してしなくてはならないという事だと思うのですが、企業が作った種苗を独自で仕入れてウナギ養殖をすることは勝手なのでしょうか。

木村主査 ウナギ養殖をすること自体、国の許可を受けないとできません。

山田委員 他の魚の養殖は許可を受けなくてもできるのに、なぜウナギだけできないのでしょうか。

福地参事 ウナギが特定水産動物に指定されたという事案と、養殖が許可制になっている事案は、ウナギの流通過程に暴力団が関与したり等と不透明な部分があり、絶滅危惧のような状態にある生物に対してしっかりと資源保護しつつ、流通部分も管理していこうという趣旨でされています。実際に人工種苗が市場に出ているというわけではないので、今現在はウナギの養殖はすべて許可制です。外国の輸入種であっても異種ウナギという形で許可制になっています。それで、人工種苗が出てきて、国も2050年ぐらいには養殖種苗100%供給というのを目指しているのです。それが実現された段階で許可制度がどうなるかというのは今の段階では見通しがつきません。

山田委員 それはあくまでも国の天然資源を維持しようという目論見だけの話で、私が先ほど質問したのは、例えば企業が種苗生産をすることが早期にできたときに、それが本当に許可制でいいのかという疑問があります。それはおかしいと思います。

川岡委員 うちの組合で養殖をしている人がいますが、段々稚魚が少なくなっています。昔はたくさん獲れていたのに、今は全然獲れません。

議長 私が見学に行った時も、これは誰でも出来るのかと質問したところ、許可を持っている誰かが辞めるか死ぬかしないと、新たには絶対出来ないと教えてもらいました。

川岡委員 獲るのは簡単ですが、（飼育に使う）水が問題です。

山田委員 内水面漁業の第5種共同漁業権でうなぎ漁業というのがある。あれは増殖行為をしないとイケませんが、放流しているウナギは養殖用ウナギを選別したものを放流していますよね。今の第5種共同漁業権の中で放流するものを勝手に人工種苗とすることは可能なのでしょうか。

福地参事 人工種苗を放流することに何らかの制限はありませんが、その他のます類でもそうですが、遺伝的多様性への配慮ということを非常に言われているので、そういう点を考えてからでないとならないのではないかと思います。

山田委員 遺伝的多様性というのはます類だけでなく全部の話ですか。

福地参事 全部です。

山田委員 県の栽培漁業協会も色々な種類を放流していますが、別に遺伝的多様性がどうのという整備はされていないでしょう。

福地参事 アユに関してはそういう事を言い出す前から実施しているということもあります。

山田委員 アユだけでなく海産魚種について。

福地参事 それ以外もです。

松下委員 改正内容で、考え方として新規参入を認める趣旨ではないと書いてあるが、条文の読み方をすると従前、許可をしていた人から昨年許可を受けた人に変えるということは、新規参入どころか参入を制限的に考えるという解釈、そういう風に変えるという理解なのではないのでしょうか。つまり、具体例として5年前からやっていた人は従前からやっている人という解釈になりますが、そのような方を今後は受け入れないが、これからは昨年許可を受けていた人に限りますという解釈になるという理解なのではないのでしょうか。新規参入どころか、制限的に考えますという変更になるのではないのでしょうか。解釈の方向が間違っていると思います。

木村主査 もう一度ご意見をお伺いしてもよろしいでしょうか。

松下委員 資料には広く新規参入を認める趣旨のものではないとありますが、普通に文言を読むと元々の方針は「施行より前から」と書かれてあるが、特に昨年という年度的な制限はありません。例えば5年前とか4年前に継続してされていた人がいるとして、この人たちは旧第3条の中に入ってくる可能性があると思いますが、新規案第3条の方だと昨年度と書いてあります。1年で限定するという事は、許可される人の対象を狭めることになるのではないのでしょうか。

木村主査 質問の意図はよくわかりました。実質的な話になってしまいますが、従前の特別採捕を受けて天然のウナギ種苗を獲られていた方が実質この2業者しかいない実態

があります。書きぶりは確におっしゃるとおりだと思いますが、現実的には実態として変わらないということです。今回変えたのは過去に特別採捕を受けていたという事実を確認するのが、月日が経つにつれ難しくなるため、昨年許可を受けていたということは、この要領の基準を満たしていた方ですので、その方には引き続き許可を出し、それ以外の方には新規に認めるものではありませんということを規定したつもりです。

松下委員　今の考え方自体がおかしいと思います。そもそも審査基準は一般法的なものであって、個別の案件を基にして基準を設定するということが、審査基準のあり方として問題があると思います。一般人が見るにあたって、改正内容の趣旨説明自体が、論理的におかしいと思います。審査基準は一般的なものであり、誰もが適用されるものです。それを個別の案件を基に作り出したというのは、考え方として本末転倒だと思います。

木村課長　他にご意見が無ければ、この件については保留にさせていただき、休憩の間に文言の修正が出来ればと思うのですが。

議長　この件については、一旦保留とし、次へ行きたいと思います。

【第66号議案 備後地区のごち網漁業許可に係る申請期間等について】

議長　では、次に第66号議案「備後地区のごち網漁業許可に係る申請期間等について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長　（議案内容により、第66号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

木村主査　（資料3により、ごち網漁業に係る許可方針の改正及び申請期間等の公示について説明した。）

議長　ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

議長　ご意見はありませんか。

全委員　はい。

議長　なければ、採決に移ります。

第66号議案「備後地区のごち網漁業許可に係る申請期間等について」は、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

全委員　はい。

議長　異議なしということですので、第66号議案は、原案のとおり異存ない旨を答申します。

議長　ここで、14時30分まで休憩をとりたいと思います。

【第65号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について】

議 長 第65号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について」を再度上程します。県より説明をお願いします。

木村主査 (資料2について許可すべき者の第1順位の改正については、整理不十分のため議案から削除し、有効期間の更新についてのみを諮る旨を説明した。)

議 長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

全 委 員 ありません。

議 長 よろしいですか。

全 委 員 はい。

議 長 なければ、採決に移ります。

第65号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の改正及び申請期間等について」は、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということですので、第65号議案は、原案のとおり異存ない旨を答申します。

(2) 協議事項

【第70号議案 令和6年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について】

議 長 続いて第67号から69号議案までの付議事項に入るところですが、協議事項の第70号議案の後でご審議いただくほうがよいと思いますので、協議事項を先に上程させていただきます。

では、第70号議案「令和6年度の対岡山・香川・愛媛 連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」を上程します。事務局から説明してください。

福地次長 (資料5により、第70号議案の提案理由及び協定案について説明し、走島パッチ網協議会会長名で提出された要望書について情報提供した。)

議 長 ただいま事務局から入漁協定に関する説明がありました。委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

高橋委員 先ほど話のあった要望書について、ぜひ香川県との連合海区の場で話をしていただけだと思います。地元とも十分話をするように進めてまいりますので、よろしくをお願いします。

議 長 他にご意見はありませんか。なければ、採決に移ります。

第70号議案「令和6年度の対岡山・香川・愛媛連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」は、原案のとおり各海区に提示することよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 また、この案を踏まえ、入漁交渉及び協定の締結については、交渉委員に一任す

るということでもよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第70号議案は、原案のとおり、交渉については関係委員に一任することとします。交渉委員の皆様、よろしくお願いいたします。

(1) 付議事項

【第67号議案 岡山県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について】

【第68号議案 香川県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について】

【第69号議案 愛媛県からの入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について】

議長 では、付議事項に戻ります。

第67、68、69号議案は関連事項として一括上程いたします。それでは、第67号議案では「岡山県からの」、第68号議案は「香川県からの」、そして、第69号議案は「愛媛県からの」、それぞれの「入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について」、提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第67号議案、第68号議案、第69号議案の提案理由を説明した。
【提案内容は県から説明する旨発言】)

木村主査 (資料4-1により、県外入漁許可に係る申請期間等の公示について説明した。資料4-2から4-4により、各県からの入漁に係る広島県漁業調整規則第11条の規定に基づく制限措置などの公示について説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

議長 何かご意見はありませんか。なければ、採決に移ります。

第67から69号議案の「岡山・香川・愛媛県からの」、それぞれの「入漁許可に係る制限措置及び申請期間等について」は、原案のとおりで異存ないということでもよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 また、この内容は、入漁交渉によって変わる可能性がありますので、入漁協定の締結内容をこの制限措置などに反映させることについては、会長と事務局が確認の上、県に一任することとしてよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第67、68、69号議案は、原案のとおりで異存ない旨を答申します。ただし、各入漁協定の内容による変更は、会長と事務局が確認の上、認めることとします。

(4) その他

議長 他にご意見はありませんか。

それでは、本日予定していた議題は以上ですが、他に委員の皆様から何かございますか。

谷川委員 先ほど取り下げた話を蒸し返す訳ではありませんが、ネットで調べたところ、水産庁から都道府県に資源管理の推進についてという指導文書が来ているようです。そこで許認可の基準等について書かれているみたいなので、そのような資料を付けておけば説明がしやすいのではないかと思います。

木村課長 その資料について教えていただければ、検討したいと思います。

議長 他にないようでしたら、これをもちまして、第492回広島海区漁業調整委員会を終了します。

長時間、慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

(15時35分閉会)